

## 飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について

### 1 策定趣旨

介護保険制度に適切に対応し、すべての高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、高齢者保健福祉施策の総合的な推進を図るため、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

### 2 計画期間 令和 6 年度から令和 8 年度

### 3 策定の方法

- (1) 高齢者実態調査を実施し、高齢者の実態と課題把握に努め、計画策定の基礎資料とします。
- (2) 介護保険給付実績分析、基礎データ収集整理及び課題分析を行います。
- (3) 高齢者実態調査や介護保険給付実績の分析、基礎データの収集や課題分析、国の制度見直しを踏まえ、飯塚市高齢社会対策推進協議会で計画検討諮問・答申を受けて、計画を策定します。

### 4 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュール・ ・ ・別紙のとおり

### 5 高齢者実態調査について

本実態調査については、飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための基礎資料の作成と一般介護予防事業評価事業対象者把握をあわせて行い、高齢者や介護サービス事業所を対象に生活実態や地域の状況等、高齢者福祉や介護保険への要望等を把握することを目的に調査を実施。

- (1) 履行期間 令和 5 年 2 月から 5 月まで
- (2) 調査票 調査対象者及び調査数
  - ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 3,000 人  
(介護保険の要介護認定で要介護 1 から 5 の者を除く)
  - ② 在宅介護実態調査 1,500 人  
(市内に居住する要支援・要介護認定者で、施設入所者は除く)
  - ③ 在宅生活改善調査 50 事業所程度  
(市内の居宅介護支援事業所)
  - ④ 居所変更実態調査 100 事業所程度  
(市内の施設・居住系サービス事業所)
  - ⑤ 介護人材実態調査 300 事業所程度  
(市内の介護保険サービス事業所 (居宅介護支援事業所及び福祉用具貸与・販売関係事業所を除く))

(3) 調査の内容

本市の高齢者や介護サービス事業所等に対し、高齢者の生活実態や地域の状況、サービス利用状況や意向、事業所等のサービス提供状況や経営状態、人材確保等に関するアンケート形式による調査

(4) 抽出方法

- ① 日常生活圏域別（飯塚市内の 12 圏域）の無作為抽出
- ② 調査期間中の要介護（要支援）認定者で在宅の者
- ③ 市内居宅介護支援事業所及び介護保険サービス事業所

(5) 調査方法

郵送による調査票の送付・回収

## 6 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について

(1) 高齢者保健福祉計画とは

老人福祉法第 20 条の 8 の規定による「市町村老人福祉計画」に基づくもので、介護を必要とする人だけでなく、すべての高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進するための基本指針として、市が目指すべき基本的な考え方や政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき課題や施策を明らかにするために策定するものです。この計画は、介護保険事業計画と一体的に作成することとされています。

(2) 介護保険事業計画とは

介護保険法第 117 条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」で、介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施することを目標として、必要なサービス量の見込みやその確保方策について定める計画です。この計画は、3 年を 1 期として策定することとされています。